

氷見市一般不妊治療費助成を希望される方へ

(令和5年4月1日現在)

氷見市では、不妊検査及びタイミング療法、人工授精等の一般不妊治療費の一部を助成しています。

対象となるご夫婦

以下の条件を全て満たしているご夫婦

- 1 夫婦の両方またはいずれか一方が氷見市に住所を有すること
- 2 医療保険各法による被保険者もしくは被扶養者であること
- 3 対象者及びその同一世帯員に、市税の滞納がないこと
- 4 診療日において妻の年齢が43歳未満であること



助成内容

不妊検査及びタイミング療法、人工授精等の一般不妊治療（特定不妊治療及び顕微授精を除く）

助成金について

1年度あたり10万円を上限とします。

同年度に特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を申請する場合は、特定不妊治療助成金の上限50万円に一般不妊治療助成金の上限10万円を含むものとします。（年度：4月から翌年の3月まで）

申請期間

診療日が属する年度の末日（3月31日）

一般不妊治療を受けた後に申請してください。申請のタイミングとしては、ある程度の治療が終了した時期、一般不妊治療に係る自己負担額が10万円を超えた時期に申請してください。

申請方法

治療費は医療機関の窓口で全額を一旦支払ってください。

- ①氷見市一般不妊治療費助成金交付申請書に必要書類を添付し氷見市健康課（いきいき元気館内）に提出してください。
- ②審査のうえ助成額を決定し、助成の条件を満たした場合には交付決定通知書を送付します。
- ③申請者の口座に助成金を振り込みます。

必要書類

- ①氷見市一般不妊治療費助成金交付申請書
- ②氷見市一般不妊治療費助成事業受診証明書
- ③医療機関、院外処方薬局の発行する領収書及び診療明細書（原本）
- ④検査や治療を受けた方の健康保険証（写し）
- ⑤戸籍謄本（夫婦別世帯の場合）



お問い合わせ先

氷見市市民部健康課 TEL 74-8062 FAX 74-8257
氷見市中央町12番21号（氷見市いきいき元気館 内）